



砂防指定地内の暗渠設置基準について（通知）

技術基準の種類：例規

通知日：平成 7 年 3 月 31 日

発 砂 第 8 6 号
平成 7 年 3 月 31 日

道 路 課 長
河 川 課 長
各土木事務所長

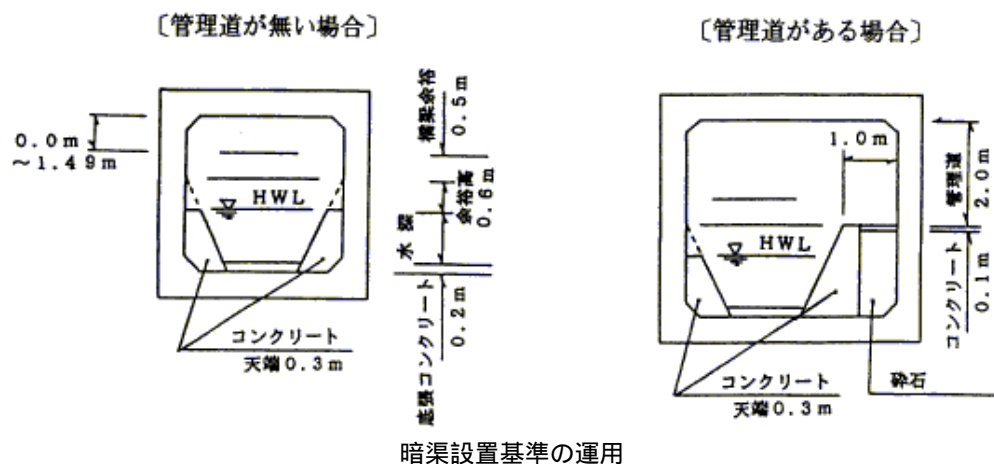
殿

土 木 部 長

砂防指定地内の暗渠設置基準について（通知）

砂防指定地において橋梁を新設又は架替えする場合、その構造については従来から「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）」（昭和49年7月1日付、建河砂発第40号）に基づいているところであるが、（暗渠）2項の説明図について、本県では下図のとおり補足する。

また、本基準は平成7年4月1日以降詳細設計を実施するものから適用することとし、既に詳細設計済みのものについてはこの限りではない。

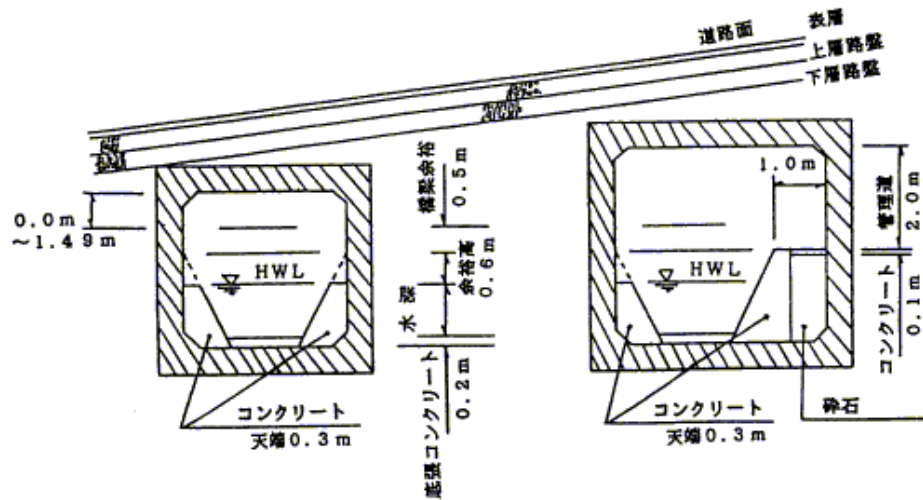


暗渠設置基準の運用

- 1 砂防指定地において橋梁を新設又は架替えする場合、その構造については橋梁形式を原則とし、地形、地質等現地の状況で止むを得ない場合を除き極力暗渠形式を避けるものとする。
- 2 止むを待ず暗渠形式となる場合で、しかも暗渠の上部に盛土がある場合は下図の基準にもとずき管理部分を付加するものとする。
- 3 暗渠の上部に盛土がある場合とは、暗渠の頂版の上面が道路舗装（下層路盤）内に一部でも入っていない場合とする。
- 4 当基準による施設の管理区分については、暗渠本体（下図斜線部）は道路管理者、その内側は砂防管理者の管理とすることを原則とする。
- 5 当基準は砂防事業（補助、単県共）による補償工事のみならず、砂防指定地内の許可工作物についても運用する。
- 6 河川指定と重複する場合は、別途河川管理者と協議し調整を図ること。

〔管理道が無い場合〕

〔管理道がある場合〕



暗渠設置基準の解説

- 1 「砂防指定地内の河川における橋梁等設置基準（案）」（昭和49年7月1日付、建河砂発第40号）の（暗渠）第2項説明図によれば管理道を設置する場合にのみ暗渠内に護岸を両岸に設置することとなるが、管理道がない場合は暗渠内に護岸を設置しないため両者を比べれば構造上不合理である。
- 2 橋梁形式であれば橋台と護岸が分離しているが、暗渠形式では流水が側壁（橋梁形式で言えば橋台に相当）と直に接するため摩耗の恐れがある。
- 3 特に砂防河川では、転石や土砂が多量に混入した濁流が流下するため流水に接する面は摩耗する恐れが多大である。暗渠は鉄筋構造物でありしかも鉄筋のかぶり厚は現場打ちで7.0cm、プレキャストで3.5cmしかないため鉄筋が露出して腐食し構造物が破壊する恐れがある。
- 4 底張りコンクリートについても、流路底面が最も摩耗の恐れが強い箇所であり鉄筋構造物を守るためにも必要である。
厚さについては、通常の三面張り流路工の底張り厚と同程度とする。護岸の35cmと比べれば少し薄い但比較的補修が容易であることを勘案すれば妥当な数字ではなかろうか。
- 5 通常の砂防事業では護岸は余裕高まで施工するが、暗渠内では側方の土砂侵食流出の恐れがなく、またHWLから上のコンクリート側壁面の摩耗の恐れはほとんど無いため護岸高はHWLとする。
- 6 暗渠上部に盛土がある場合、断面閉塞時には上部の盛土が流出し下流に災害を及ぼすおそれがあるため、極力暗渠上部に盛土がないように頂版の高さを検討する。つまり、橋梁余裕高から上の中空断面の高さが1.5mに達するまでは頂版の位置を舗装下面まで上げて上部の盛土が無いよう計画する。しかし、1.5mに達しても上部に盛土が残る場合は管理道を付加する。